

# 届出事項変更届

(兼特定口座異動届出書 兼非課税口座異動届出書 兼未成年者口座異動届出書)

告

株式会社 新生銀行  
SHINSEI BANK, LIMITED

Change of registered information

投資信託総合取引口座をお持ちのお客さま用

■ 私は、以下のとおり、貴行に届出済みの事項の変更について届け出ます。また、氏名・住所変更の場合は、別紙「個人番号提供書兼告知書」記載の事項につきましても、あわせ告知し届け出ます。氏名・住所以外の事項の変更の場合であっても、別紙「個人番号提供書兼告知書」を私が記載し貴行に提出した場合には、当該別紙記載の個人番号をあわせ告知することとします。

お届出日 年 月 日  
Date Y M D

変更前 Current information \*現在のお届出内容をご記入ください。Please provide your registered information.

口座番号 Account #	-	印鑑でご登録の場合はお届出印、サインでご登録の場合はお届出署名 Registered seal or signature ※印鑑喪失の場合は新印鑑を捺印してください。 In case you have lost your registered seal, please affix new seal here.
フリガナ お名前 Name		
〒 - フリガナ お届出住所 Registered Address		生年月日 Date of Birth 年 月 日

私の上記口座取引に関し下記事項につき変更届記載のとおり変更いたします。

I am notifying of changes by this notification form in regards to above account as follows:

変更事項 Items to change
1. 住所・電話番号変更 Address /Tel change
2. 氏名変更 Name change
3. 印鑑・署名変更(喪失・その他) Seal/Signature change
4. 代理人選任解除
5. その他 Others ( )

変更後 New information

\*変更・追加事項のみご記入願います。Please fill in new information only.

フリガナ お名前 Name	お届出印又はお届出署名 Seal or Signature
ローマ字 *1 Roman	
〒 - フリガナ ご住所 Address	電話 Tel. ( ) -
その他 Other	

\*1 ローマ字はヘボン式でカードに刻字します。ヘボン式以外で刻字希望の場合は、ご記入ください。

Please fill your name by roman, if it is not filled we will emboss your name by Hepburn system.

なお、上記事項の変更にあたり、本書(氏名・住所変更の場合は別紙「個人番号提供書兼告知書」を含みます。)の提出をもって所得税法施行令第336条第3項、同令第339条第4項及び第5項、並びに租税特別措置法施行令第2条の2第12項、同令第4条第9項、同令第4条の5第9項及び同令第4条の6の2第9項、並びに所得税法施行令第342条第3項の規定により、変更後の氏名、住所及び個人番号を告知し、また、貴行に提出している申請書について、所得税法施行規則第81条の7第4項、同規則第81条の11第4項、租税特別措置法施行令第2条の2第12項、同令第4条第9項、同令第4条の5第9項及び同令第4条の6の2第9項、所得税法施行規則第81条の21第3項の規定により、本書のとおり変更事項を提出いたします。

【特定口座を開設されているお客さま】  
特定口座異動届出書(特定口座を保有しており、氏名又は住所を変更する場合、特定口座異動届出書を兼ねる)  
租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定の適用を受ける特定口座に係る貴行への届出事項を上記のとおり変更したいので、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項の規定により、この旨届け出ます。

【非課税口座を開設されているお客さま】  
非課税口座異動届出書(非課税口座を保有しており、氏名又は住所を変更する場合、非課税口座異動届出書を兼ねる)  
租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受ける非課税口座に係る貴行への届出事項を上記のとおり変更したいので、租税特別措置法施行令第25条の13の2第1項の規定により、この旨届け出ます。

【未成年者口座を開設されているお客さま】  
未成年者口座異動届出書(未成年者口座を保有しており、氏名又は住所を変更する場合、未成年者口座異動届出書を兼ねる)  
租税特別措置法第9条の9及び同法第37条の14の2第1項から第4項までの規定の適用を受ける未成年者口座に係る貴行への届出事項を上記のとおり変更したいので、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて適用する同令第25条の13の2第1項の規定により、この旨届け出ます。

・書類送付時に弊行所定の本人認証をさせていただいた場合、印(サイン)が不一致でもお手続きを進めさせていただく場合がございます。

(銀行処理欄)

受付・印鑑照合

非課税口座に現に設けられている  
非課税管理勘定または累積投資勘定の区分

非課税管理勘定・累積投資勘定  
該当する区分のみ適用します。